

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在マカッサル及び在青島の各日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の学校に就学し、施行日においてこの法律による改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「旧法」という。）第六条第五項の規定を適用するとしたならば同項に規定する年少子女に該当することとなる者（以下「旧法下での年少子女」という。）に係る子女教育手当の月額については、この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第十五条の二第二項又は第三項の規定により支給されることとされる月額が、旧法第十五条の二第二項又は第三項の規定を適用するとしたならば支給されることとなる子女教育手当の月額（以下「旧法による支給額」という。）に達しない場合には、新法第十五条の二第二項又は第三項

の規定にかかわらず、当該旧法下での年少子女が施行日に所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法による支給額とする。

理 由

在外公館として在青島日本国総領事館等を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員について、その在勤基本手当の基準額の改定、子女教育手当に関する支給年齢要件等の見直しを行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。